記載要領１１

診療所管理者変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	許可を受けて診療所を開設した者が診療所の管理者を変更した場合若しくは 現在の管理者の自宅住所又は氏名を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第３項又は第４条の２第２項		
提出期限	変更後１０日以内（変更日から起算）	様　　式	１１
添付書類	１　新たに管理者となった医師の医師免許証の原本及び写 ２　新たに管理者となった医師の臨床研修修了登録証の原本及び写　又は 　臨床研修修了登録証の原本及び写並びに再教育研修修了登録証の原本及び写 ３　新たに管理者となった医師の履歴書 臨床研修修了登録証の写は、平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者又は平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要。 再教育研修修了登録証の添付が必要となる場合は、当該医師が医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合。 ※　勤務先管理者（院長）の同意書（管理者が他の病院等に勤務する場合） ※　開設者が医療法人の場合、管理者が医療法人の理事に就任していることが確認できる資料（理事会の議事録等）		
提出部数	１　部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	１．開設者の住所とは、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ２．法人の名称及び代表者の職･氏名を記載する。 ３．電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1　診療所の名称	開設届又は変更届されている名称を記載する。
2　開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。
3　変更区分	該当する変更区分欄の□にレを記載する。
4　変更理由	管理者を変更した理由を詳細に記載する。
5　管理者	【旧】 医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 【新】 １．医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 ２．臨床研修修了登録証又は免許証の写、履歴書の記載内容と一致させる。
6　新管理者の従事状況	３．診療日は該当する欄に〇を記載する。 ４．診療時間は、当該診療日に対応する時間をそれぞれ記載する。
7　就任（変更）年月日	当該診療所の管理者に就任した日若しくは住所又は氏名を変更した日を記載する。

記載要領１１

診療所管理者変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

8　診療所の診療日・診療時間	管理者の変更に伴って、診療所の診療日・診療時間を変更する場合のみ記載する。

添付書類の記載要領	
新管理者の医師免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写	１．免許証の写、臨床研修修了登録証の写及び再教育研修修了登録証の写（再教育研修を受けた者。）を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師免許証、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参する。 ２．氏名･本籍地を変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。 ３．臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、臨床研修修了登録証は不要。
新管理者の履歴書	届出日現在における氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する。）、賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。（押印不要） 職歴の最終には、当該開設届の診療所について記載する。 管理者記載例 →○年○月　○○診療所（今回届出の診療所の名称）管理者就任
その他	１．管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。 ２．管理者の変更に伴い、診療所の２か所管理が生じる場合には、事前に「診療所２か所管理許可申請書」により許可を受ける必要がある。